

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

野辺地町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

青森県野辺地町長

## 公表日

令和3年3月11日

## I 関連情報

### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<p>国民健康保険制度は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。</p> <p>住民は、当該市町村に申請を行うことで保険に加入することができる。保険加入後、市町村では住民に、病院での自己負担が軽減される保険証を発行する。市町村は、賦課期日時点で資格がある住民に対して、税額の算定を行い、徴収を行う。また、給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①被保険者の各種届出に関する事務。(国民健康保険法第九条) ②他市町村の所得情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定) ③被保険者資格継続事務。 ④高額療養費該当回数の引き継ぎ事務。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、高額療養費管理システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、資格情報ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条(利用範囲)第1項 別表第一の16、30の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16、24条</p>

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢>
		1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第二の27、42、43、44、45の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>・別表第二省令第20、25、26条、25条の2</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法第19条第7号 別表第二</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項の規定において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十二条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(46の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(9の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(12の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(15の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(78の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(119の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、22、88、97、106の項)</li> <li>・第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)</li> </ul> <p>2. 別表第二省令第1、2、3、4、5、8、15、19、20、25、33、43、44、46、49、53条、10条の2、11条の2、12条の3、22条の2、24条の2、31条の2、41条の2、55条の2、59条の3</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	野辺地町役場 町民課 青森県野辺地町字野辺地123番地1 電話番号0175-64-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	野辺地町役場 町民課 青森県野辺地町字野辺地123番地1 電話番号0175-64-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[ ○ ]委託しない
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[ ○ ]提供・移転しない
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	課長 七島 良嘉	課長	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策 各設問	なし(様式改訂により追加された項目のため)	<p>【1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類】</p> <p>A. 基礎項目評価書 【2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)】</p> <p>Q. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p> <p>A. 十分である 【3. 特定個人情報の使用】</p> <p>Q. 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p> <p>A. 十分である A. 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p> <p>A. 十分である 【4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託】</p> <p>A. 委託しない 【5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)】</p> <p>A. 提供・移転しない 【6. 情報提供ネットワークシステムとの接続】</p> <p>Q. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p> <p>A. 十分である Q. 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p> <p>A. 十分である 【7. 特定個人情報の保管・消去】</p> <p>Q. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か</p> <p>A. 十分である 【8. 監査】</p> <p>Q. 実施の有無</p> <p>A. 自己点検 【9. 従業者に対する教育・啓発】</p> <p>Q. 従業者に対する教育・啓発</p>	事後	
令和3年3月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数	平成30年5月11日時点	令和3年3月1日時点	事後	